

Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



ハピ

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様に「ハッピー」をお届けするため、世界中を駆け回ります！



ハナ

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジしたい」とやる気MAXです！



通貨選択型 Part4



為替ヘッジを勉強した後だと、為替取引によるプレミアム/コストもすんなり頭に入ったわ！



じゃあ、今回は通貨選択型投資信託に投資した場合の「為替差益/差損」について説明するよ。

あれ？「投資対象資産の通貨」と「選択した通貨」があるけど、どっちの通貨の動きの影響を受けるんだろう？



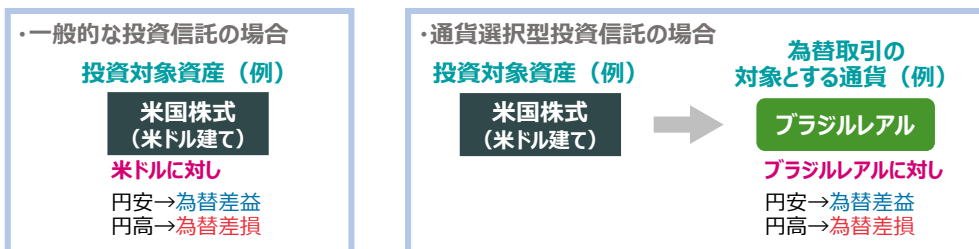
詳しく解説するワン！

為替差益/差損

為替変動の影響

- 日本円で投資した場合、ベースとなる投資対象資産の通貨ではなく、**選択した通貨と円との為替変動の影響を受けるよ。**
- 選択した通貨が対円で上昇すると（円安になると）**為替差益**を得ることができるよ。逆に、選択した通貨が対円で下落すると（円高になると）**為替差損**が生じるよ。
- 一般的に、新興国の通貨は先進国の通貨に比べ変動が大きいため、新興国通貨を選択する場合は注意が必要だよ。

<為替変動による損益イメージ> ～投資信託を通じて、日本円で米国株式に投資したケース～



【まとめ】通貨選択型投資信託の収益源泉のイメージ

収益の源泉 = ① 投資対象資産の値上がり/値下がり + ② 為替取引によるプレミアム/コスト + ③ 為替差益/差損

※ 選択できる通貨は、投資信託により異なります。
 ※ 上記は説明のためにブラジルレアルを例にあげていますが、選択する通貨はブラジルレアルに限定されるものではありません。

今後上昇が期待できる通貨を選択することで収益を得る機会を増やせることも通貨選択型投資信託のメリットの一つといえるワン！



ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様の投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会